

[特集] 障害者権利条約の履行状況を検証する

特集にあたって

峰島 厚

国連「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)は、2016年12月に国連総会で採択され10年を迎えた。批准国は172か国を超えて、モニタリングシステムによる「履行状況の検証」という新たな段階に入ろうとしている。

日本は2016年に第1回目の政府報告を国連・障害者権利委員会に提出した。本特集は、その検討も含めて、国連のモニタリングシステムを活用した障害者権利条約の履行状況を検証する意義と課題を明らかにする。

国連では、すでに48か国で総括所見まで終えており、この経過や内容は公開されている。権利条約では各国の自主的なモニタリングが義務づけられているだけではなく、権利委員会による「審査」、すなわち報告を受け、それに対する事前質問事項とそれに対する回答、建設的対話を経て、総括所見（勧告）が出されるという過程が踏まれる。

これまで明らかにされてきたところによると、評価は、報告が条文に即したものになっているのか、評価基準が客観的なものになっているのか（非障害者の年齢・性人口と同等に比べられているのか、文献等の客觀性はあるのかなど）をポイントとして、政府報告か、非政府組織などによるパラレルレポートかにかかわらず検証されている。本特集の佐藤論文が指摘するように、これまでの勧告は、GDP額に対する障害者費の割合が低い国に多く発せられている（日本もこの比率はOECD諸国の中では下位ランクにある）。

この指標だけで障害者施策の到達点と課題が明

らかにされるとは考えないが、少なくとも客観的に裏付けられた基礎的な到達点、課題の基本方向は明らかにされる。日本においても国連のモニタリングシステムは活用すべきである。

特集では、日本における第一次の政府報告を検討している。それは、すでに案段階から指摘されたように、条文に即した評価対象になっていない、施策評価の客観的基準もなく、実態把握も不十分である、政府の選んだ施策の推進状況だけを並べたものと言わざるを得ない。

それだけに民間団体のパラレルレポートに要請される意義は重要と言える。日本は「私たち抜きに私たちのことを決めないで」という権利条約制定時の国際的スローガンを国内で実践した国一つである。主要な論点については主たる全国団体でまとまった見解をつくり出せる力量をもっているであろう。今後を期待したい。

さらに、なぜ政府は施策の中に権利条約を位置づけようとしないのか、そこに踏み込んでいくパラレルレポートが要請されてもいよう。数年後、国連の権利委員会の総括意見が日本に出されるわけだが、現政権は権利条約よりも上位に位置づく日本国憲法の改悪、それに伴う障害者も含めた国民生活にかかる施策を根本から改悪しようとしている。国民の権利保障に逆行する政治動向の中で障害者権利条約の履行実態が審査されようとしているわけである。権利条約の前文も含めてその履行状況を述べることもパラレルレポートの重要な課題であろう。

(立命館大学 みねしま あつし)